

## 高齢者財産保護などで 市が日本郵便と協定

名古屋市と日本郵便は24日、「連携・協力に関する包括協定」を締結した。今後、市内郵便局での市広報への協力、啓発活動などで連携する。

同日、具体的施策として、高齢者の財産保護などの相談に応じる「市民の予防法務センター」が認定する「民事信託士（弁護士・司法書士）」と公証人が、市民からの相談に応じる。日本郵便は各郵便局を通じて、その啓発活動を行う。日本郵便東海支社長の中井克紀執行役員は「地域の発展に貢献していきたい」と話した。



協定に調印した河村市長（左）と日本郵便東海支社長の中井克紀執行役員

務推進による権利擁護の充実に関する協定」を、市総務局と日本郵便、名古屋公証人合同役場、一般社団法人民事信託推進センターの4者が締結した。

市民の予防法務推進は、高齢化などで認知機能が低下し、財産管理に支障がある市民の生活を守る狙いで、遺言作成や任意後見制度、その事前準備となる民事信託などの相談体制を作る。

同センターが認定する「民事信託士（弁護士・司法書士）」と公証人が、市民からの相談に応じる。日本郵便は各郵便局を通じて、その啓発活動を行う。日本郵便東海支社長の中井克紀執行役員は「地域の発展に貢献していきたい」と話した。